

は し が き

1. 当研究所は、平成14年度の委託研究として、「ロシア社会保障制度（特に、労働・年金制度）」を外務省（欧州局ロシア課）より受託したが、本報告書『プーチン政権におけるロシア社会・労働法制の改革』は、その研究成果を取りまとめたものである。
2. 現在、プーチン政権は社会経済改革の一環として社会・労働改革を推進中である。特に、2001年には新労働法典が採択され、また、年金制度についても大きく変革されつつある。これらの分野はロシアが進める市場経済化の中でいかにバランスのとれた形で社会・労働制度を構築するかという意味で極めて重要な要素であり、更にロシアに進出している我が国企業にとっても必要なものである。こうした状況をふまえて、本研究会は、ロシアの社会・労働改革の現状を調査・分析したものである。
3. 本研究の実施にあたっては、下記のメンバー（五十音順、敬称略）を中心に研究会を開催した。

主査	森下 敏男	神戸大学教授
委員	小森田秋夫	東京大学社会科学研究所教授
	篠田 優	北海道教育大学助教授
	武井 寛	国学院大学教授
幹事兼委員	笠井 達彦	日本国際問題研究所主任研究員
助手	白池 由美子	日本国際問題研究所助手

4. ここに表明されている見解は各執筆者のものであって、当研究所の意見を代表するものではないが、本報告書の内容は、ロシア情勢の変化と今後の展望を考察する上で、貴重な資料となりうることを期待する。
5. 最後に、本研究に終始積極的に取り組まれ、本報告書の作成にご尽力いただいた執筆者ならびにその過程でご協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる謝意を表すものである。

2003年3月

財団法人 日本国際問題研究所
理事長 佐藤 行雄